

解答用紙

2023年10月3日

科目	年金法令・制度運営		受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会				
問題 1								
設問 1	A	(エ)	B	(オ)	C	(フ)	D	(テ)
	E	(ノ)	F	(シ)	G	(ソ)	H	(ネ)
設問 2	A	(サ)	B	(ウ)	C	(カ)	D	(タ)
	E	(ソ)	F	(ヌ)	G	(ス)		
設問 3	A	(シ)	B	(エ)	C	(カ)	D	(チ)
	E	(ヒ)	F	(ヘ)	G	(ス)	H	(ネ)
設問 4	A	(イ)	B	(オ)	C	(ケ)	D	(タ)
	E	(テ)	F	(ニ)	G	(フ)		
設問 5	A	(ウ)	B	(ク)	C	(ヌ)	D	(ノ)
	E	(タ)	F	(ハ)				
設問 6	A	(カ)	B	(ケ)	C	(サ)	D	(タ)
	E	(ウ)	F	(ツ)				
設問 7	A	(サ)	B	(ケ)	C	(チ)	D	(エ)
	E	(エ)	F	(タ)				
設問 8	A	(イ)	B	(キ)				

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
問題 2			
設問 1	A	同意	
	B	規約	
設問 2	以下の①②のうち1つを記載。		
	①移換する厚生年金基金又は確定給付企業年金において加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合における当該部分（※）に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額。 ※給付設計が複数の部分に分かれており、ある部分については加入者等の拠出により賄われることが明確になっている場合における当該部分、又は、給付設計において加入者等が脱退した場合等を支給事由として本人拠出額の元利合計を支給することとなっている場合における当該部分 ②移換する厚生年金基金又は確定給付企業年金における掛金総額に占める加入者等が負担した掛金の割合（※）を移換時点における資産額に乗じて得た額 ※概ね過去20年程度の掛金総額に占める加入者等が負担した掛金の割合の平均。		
設問 3	確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、企業型年金へ資産を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなること		

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 3

設問 1	①	10
	②	7/8
	③	7.125/1000
	④	5.481/1000
	⑤	25

設問 2	○繰り下げ受給の上限年齢	
	変更前：70歳	
	変更後：75歳	
	○70歳以降に請求し、繰下げ受給を選択しない場合の支給額	
	変更前：受給権発生時点の年金額にて請求前過去5年間の年金総額を一括支給され、請求後は受給権発生時点の年金額が支給される。	
	変更後：請求の5年前に繰り下げ請求があったものとした場合の繰下げ後の年金額にて、請求前過去5年間の年金総額を一括支給され、請求後は繰下げ後の年金額が支給される。	
	○73歳で請求し繰下げ受給を選択しない場合の年金増額率	
	68歳において繰下げ請求を行ったものとした場合の増額率となるため、 $0.7 \times 12 \times 3 = 25.2\%$ 増額となる。	

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 4

設問 1	A 標準的な加入者に係る通常予測給付現価
	B 標準的な加入者に係る人数現価
	C 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価
	D 現在の加入者に係る人数現価

設問 2	以下のうちから2点が記載されていれば良い
	○次に掲げる場合（掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合を除く。）
	・ 加入者の数が前回の財政計算の計算基準日における加入者の数に比べて著しく増加又は減少した場合
	・ 加入者の資格又は給付の設計を変更する場合
	・ 実施事業所の全部または一部における給付の支給に関する権利義務を承継又は移転する場合
	・ 過去勤務債務の額の予定償却期間の短縮又は定率償却の償却割合の増加を行う場合
	・ その他当該確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合

設問 3	・ 終了した確定給付企業年金制度から個人型企業年金（iDeco）への年金資産の移換
	・ 加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金から通算企業年金への年金資産の移換

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 5

設問 1	①翌事業年度の最低積立基準額の見込額は、
	$363,000 \times \left\{ \frac{(1+0.63\%)}{(1+0.66\%)} \right\}^{20}$
	$-330,000 \times \left\{ \frac{(1+0.81\%)}{(1+0.63\%)} \right\}^{20} + 363,000 = 381,834$
	②積立不足額は、
	$381,834 - 355,000 - 25,000 = 1,834$
	③特例掛金は、翌々事業年度の期初に特例掛金の上限額を年1回定額で拠出するため、
	1,834千円となる。

設問 2	①翌事業年度の最低積立基準額の見込額は、
	$399,300 \times \left\{ \frac{(1+0.66\%)}{(1+0.71\%)} \right\}^{20}$
	$-363,000 \times \left\{ \frac{(1+0.63\%)}{(1+0.66\%)} \right\}^{20} + 399,300 = 433,811$
	②積立不足額は、
	$433,811 - 380,000 - 1,834 - 25,000 = 26,977$
	③特例掛金は、翌々事業年度の期初に特例掛金の上限額を年1回定額で拠出するため、
	26,977千円となる。

設問 3	以下①～③のうち最も高い率を上回らないように定めること。
	①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
	②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率
	③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 6

設問 1	$-(\log_{10}11,000 - \log_{10}10,100) / (\log_{10}1.010 - \log_{10}1.015)$
	$= -(\log_{10}110.00 - \log_{10}101.00) / (\log_{10}101.0 - \log_{10}101.5)$
	$= -(2.04139 - 2.00432) / (2.00432 - 2.00647)$
	≈ 17.2 年

設問 2	A 退職給付費用
	B 当期純利益
	C その他の包括利益
	D その他の包括利益累計額
	E その他の包括利益の調整（組替調整）
	F 法人税等
	G 税効果

設問 3	決算日が改訂日から大きく離れていないなど各々の時点において数理計算を行わな
	くても、重要な相違が生じないと考えられる場合

設問 4	確定給付負債（資産）の純額の期首残高に割引率を乗じて算定する（確定給付負債
	（資産）の純額の期中の変動及び資産上限額を考慮に入れる）

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (1枚目)

確定給付企業年金 (DB) 及び確定拠出年金 (DC) を実施している企業A社が財政再計算に伴い、他制度掛金相当額を規定するにあたり、退職給付制度の見直しについて年金数理人としてアドバイスを述べる問題である。

解答にあたっては、A社の現状と意向を踏まえて、自分なりに課題を整理し解決策を提案する所見が記載されていけばよい。

論理構成としては例えば、A社の企業年金制度における現状の制度概要および課題を整理し、それぞれについて解決策となる給付設計を提案し、その影響を提示することが考えられる。

以下、論点の例を挙げる。他の論点・観点での解答であっても論理構成が正しく、妥当な内容であれば得点を与えている。

なお、今回の所見の答案では、各課題は羅列しているものの自分なりの意見を踏まえたアドバイスとなっていない解答や、制度変更におけるメリットのみを述べ、それに伴う留意点や他の変更内容との整合性の記載がない答案が多くみられた。特に、今回の問題においては基本的にA社の要望の全てを満たした提案を行うことは難しいと考えられ、対応する課題の選定や優先順位について自分なりの考えも含めて所見を述べられることを期待する。

■現状分析・課題整理 (例)

- ・退職金の定年時のモデル給付額 (一時金ベース) 3,000万円の水準についての分析

例：全国平均及び公的年金との比較、退職所得控除における控除枠との比較

- ・DB制度の年金給付形態 (15年保証終身年金、年金給付利率5.5%) についての分析

例：終身年金による年金プレミアムの上乗せ、年金給付利率の水準から生じる年金財政上の財政悪化リスク

- ・DB制度の年金財政状況及び追加掛金による掛金水準の変動リスクについての分析

例：継続基準よりも非継続基準の水準が悪い要因、非継続基準の将来的な推移の見込み

DB制度の受給権者が全体に占める割合 (成熟度) の増加による年金財政上のリスク

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題7 (2枚目)

・他制度掛金相当額の規定によるDC拠出限度額が低下することについての分析

例：減少となる年齢層、定年時の給付水準の変動額、iDecoへの拠出可能額への影響、DB制度の制度変更の適用時期による他制度掛金相当額に関する経過措置（2.75万円）の適用可否

・A社の人員構成や企業年金の給付設計に関する分析

例：DB制度が最終給与比例であることによる退職給付制度や人材確保策へ与える影響、DB制度の自己都合乗率やDC掛金額から考えられる給付カーブの特徴、人員確保の意向から鑑みる定年延長の目的、DC掛金の年齢別水準から考えられる拠出限度額の枠内での自助努力の方法、終身年金を設定していることに対する従業員の老後生活に与える影響

■給付設計および給付水準の変更を行う場合の論点（例）

・給付水準の変更が他制度掛金相当額的水準へ与える影響、DBとDCの移行割合の設定が他制度掛金相当額及びDC拠出限度額へ与える影響について

・定年延長に伴う給付設計の変更の方法（支給開始年齢・加入者範囲の変更有無、60歳以降の給付カーブの設定方法、終身年金であることに伴う総給付額減少に対する対応有無）

・DC掛金の設定方法について年齢別の掛金水準の是非、特に若年層においてDC拠出限度額までの拠出枠の活用ができないかの検討

・年齢別の自己都合乗率を用いた最終給与比例制度をその他の給付設計（ポイント制やキャッシュバランスプラン等）に変更することの是非、特にA社の人員構成や人材確保の観点からの検討

・制度変更による年金財政および掛金水準へ与える影響

・制度変更を行う場合の経過措置の設定有無の検討（特に給付減額に該当する場合の補填有無の検討）、各年齢層に対する影響度合いの差の検証

科目	年金法令・制度運営	受験番号	公益社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	-----------------

問題 7 (3 枚目)

■各利回り（予定利率や年金給付利率、DC制度の想定利回り等）を変更する場合の論点（例）

- ・ 予定利率が1.0%と全国平均やDC制度の想定利回りよりも低いことの是非
- ・ 長期期待収益率の設定根拠や現状のDB制度の資産運用におけるリスク許容度の意向
- ・ 予定利率の水準が年金財政の財政状況および掛金水準と掛金安定性に与えてきた影響
- ・ 過去の予定利率設定時と現在の経済環境（債権利回りの水準や物価上昇局面等）の移り変わりによる予定利率の適当性の検証
- ・ DB制度の予定利率とDC制度の想定利回りの乖離によって会社と従業員の間で運用リスクの偏りが発生していないかどうかの検証
- ・ 年金給付利率が予定利率よりも大幅に高いことによる年金財政や給付水準、年金選択割合に与える影響
- ・ 他制度掛金相当額を引き下げのために予定利率の引き上げを行うことは認められないことをA社に説明することが必要である点

■その他の論点（例）

- ・ 制度変更による退職給付債務の変動要因及び会社決算への影響
- ・ 公的年金制度と企業年金の役割の違いによる給付設計の検討
- ・ 制度変更による影響について変更時点での影響に加えて、将来的にどのような影響がでるかの検証（ALMによる分析等）
- ・ 他制度掛金相当額の規定によるDC拠出限度額の減少に対する企業年金以外での補填方法（前払い年金制度、退職一時金制度等）の検討及びその是非
- ・ 退職時の給付選択（一時金選択及び年金選択等）や制度変更による税制上の影響
- ・ 基礎率の設定方法や給付設計の特性による他制度掛金相当額の感応度の特徴